［登録の目的：創作年月日の登録］
①Ｐ第9744号－１②平成22年１月７日③東京都三鷹市新川６丁目38番１号　独立行政法人海上技術安全研究所④題号：全方位画像のパノラマ展開プログラム　分類：教育・学術研究機関
①Ｐ第9745号－１②平成22年１月19日③東京都三鷹市新川６丁目38番１号　独立行政法人海上技術安全研究所④題号：実海域船速補正プログラム（プログラムＣＯＭＰＡＳＳ）　分類：輸送用機械器具
①Ｐ第9746号－１②平成22年１月19日③東京都三鷹市新川６丁目38番１号　独立行政法人海上技術安全研究所④題号：海洋構造物の稼働率計算汎用プログラム　分類：運輸業
①Ｐ第9747号－１②平成22年１月19日③東京都三鷹市新川６丁目38番１号　独立行政法人海上技術安全研究所④題号：複合利活用複数消波ベース浮体のハイドロスタテック計算プログラム　分類：輸送用機械器具
①Ｐ第9748号－１②平成22年１月19日③広島県廿日市市宮内3116－１　株式会社きなり④題号：ドコデモ電子マニフェスト（電マニクィーン）　分類：その他の分類できない産業
①Ｐ第9749号－１②平成22年１月19日③東京都品川区西五反田７丁目13－５　株式会社応用電子④題号：ＧＲＡＮＤ　ＢＥＲＲＹ　起動システム　分類：ＯＳ
①Ｐ第9751号－１②平成22年１月22日③神奈川県川崎市高津区二子５丁目１番１号　日本エイ・ティー・エム株式会社④題号：プログラム解析ツール　分類：ユーティリティ
①Ｐ第9752号－１②平成22年１月27日③東京都三鷹市新川６丁目38番１号　独立行政法人海上技術安全研究所④題号：波浪中係留浮体に作用する２次の変動波漂流力計算プログラム　分類：輸送用機械器具
①Ｐ第9753号－１②平成22年１月27日③東京都三鷹市新川６丁目38番１号　独立行政法人海上技術安全研究所④題号：３次元浮体周りの自由表面攪乱ポテンシャル並びに周辺波浪場の波高分布計算プログラム　分類：輸送用機械器具
①Ｐ第9754号－１②平成22年１月27日③東京都三鷹市新川６丁目38番１号　独立行政法人海上技術安全研究所④題号：うねりの影響を考慮した浮体応答評価プログラム　分類：設計
①Ｐ第9755号－１②平成22年１月27日③東京都三鷹市新川６丁目38番１号　独立行政法人海上技術安全研究所④題号：洋上風力発電用ＳＰＡＲ浮体のハイドロスタテック等計算プログラム　分類：輸送用機械器具

公　示　送　達

南足柄都市計画事業飯沢土地区画整理事業の施行に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第２項の規定に基づく建築物等の移転通知及び照会について、その受領を拒否した者について、同法第133条第１項及び同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該通知書の送付に代えて、その内容を次のとおり公告する。

平成22年３月１日

南足柄都市計画事業飯沢土地区画整理事業
施行者　南足柄市
代表者　南足柄市長　沢　　長生

記

書類の送付を受けるべき者	
氏　名	住　　所
高橋　　智	横浜市金沢区能見台３丁目23番地の10

通　　知　　の　　内　　容		
建築物等移転通知及び照会 あなたが所有する下記建築物等は、土地区画整理事業の施行のため、平成22年６月30日までに、仮換地に移転していただくこととなりましたので通知します。前記の期限後は、土地区画整理法第77条第７項の規定に基づき、施行者南足柄市が移転工事を行うことになります。あなたが前記期限までに自ら移転される意思があるか否かを平成22年４月26日までに回答してください。 以上、土地区画整理法第77条第２項の規定に基づき、通知及び照会します。		
建築物番号	所　　在　　地	構　造　及　び　数　量
30－１	南足柄市飯沢字馬場田23番地１	木造亜鉛メッキ鋼板葺き 平屋建て　１棟 その他工作物、竹木土石等

（注意事項）
１　自ら移転する場合の移転先及び補償金については、南足柄市役所都市整備部都市整備課でお知らせします。
２　移転完了前に所有者が変わった場合は、新旧所有者連署のうえ、直ちに南足柄市役所都市整備部都市整備課へ届けてください。

教示　１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県知事に審査請求することができます。
（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に記載されています。）
２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に南足柄市を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提訴することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に南足柄市を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表に係る公告

旅行業法第17条第２項、旅行業者営業保証金規則第３条第１項、第２項及び第３項の規定により次のように公告します。

平成22年３月１日　　大阪府知事　橋下　　徹

１．権利実行の申立がなされた旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所　株式会社近代旅行（デンタル　コングレス）　大阪市北区梅田１丁目３－１－500号大阪駅前第１ビル５階
２．前号の旅行業者の登録番号　大阪府知事登録旅行業第３－1895号（平成21年９月15日登録抹消）
３．第１号の旅行業者の営業保証金の権利調査のための意見聴取会の期日及び場所　平成22年３月15日　午前10時00分　大阪市中央区大手前２丁目　大阪府庁本館６階　府民文化部会議室
４．第１号の旅行業者の営業保証金の権利調査のための仮配当表
弁済限度額　4,500,000円
権利の実行の申出の内容

申　出　者	申　出　額	債権認定額	配　当　額	手 数 料	払渡し額
金田　明子	266,880円	266,880円	235,004円	4,900円	230,104円
眞関　　和	732,600円	732,600円	645,100円	13,452円	631,648円
阪根　将夫	700,000円	685,150円	603,316円	12,580円	590,736円
角田　　正	1,370,300円	1,370,300円	1,206,632円	25,161円	1,181,471円
福井　利勝	1,370,300円	1,370,300円	1,206,632円	25,161円	1,181,471円
上山　尚美	685,150円	685,150円	603,316円	12,580円	590,736円
大阪府知事	—	—	—	—	93,834円

※旅行業者営業保証金規則第11条第２項の規定により、還付の手続きに要した費用（上表の各手数料の合計）については、大阪府知事に支払うこととする。